



指導案 契約とは何か

●目標

- ・契約が日常生活において身近なものであること、契約が個々の生活を豊かにするものであることを実感させる。
- ・私法分野について学習機会の充実を図る。私法の基本的な考え方である私的自治の原則（契約自由の原則）や、契約に関する基本的な考え方（契約は、当事者双方の意思表示が合致することで成立し、その結果、当事者双方に権利と義務が発生すること）について理解させる。
- ・具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、一旦成立した契約を例外的に解消できる場合について理解させる。
- ・契約自由の原則の例外として、経済的・社会的弱者を保護し、実質的な平等を図るための手当が行われていることを理解させる。

●教科等

- ・公民科「公共」

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

※ 本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

また、自立した消費者として適切な意思決定に基づいて行動できるようにすることをねらいとした単元の一部として指導する場合には、新学習指導要領の家庭科「家庭基礎」及び「家庭総合」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

●指導計画

・基本編 ～「桃太郎」における桃太郎とサルとの間の契約～【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な契約例を考えさせる。 ・「契約をしたことがあるか」と発問する(挙手など)。 ・「どのような契約をしたのか」と発問する。 	<p>以下の契約例を紹介し、契約が身近なものであることを理解させる。</p> <p>[契約の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●店で商品を買う(売買契約) ●友達から旅行のお土産をもらう(贈与契約) ●スキー場でスキーウェアやスキー板を借りる(賃貸借契約) ●アルバイトをする(雇用契約) ●携帯電話を契約する
	<ul style="list-style-type: none"> ●契約自由の原則(私的自治の原則)を説明する。 	<p>以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●私法と契約の概要「2(2)契約自由の原則(私的自治の原則)」→44ページ
展開① (7分)	<ul style="list-style-type: none"> ●課題把握 ・「ワークシート1」を配布し、課題を把握させる。 	<p>※本教材の基本編においては、生徒にとって身近なテーマを基に「契約」について考えさせるため、童話「桃太郎」を取り上げているが、「鬼退治」を「人に危害を加えることを内容とする契約」として捉えた場合、日本の民法では、かかる契約は「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為」(民法第90条)として無効とされる場合がある。</p>
	<p>問1 契約書を作ってみよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●グループワーク(桃太郎役とサル役の2名以上) ・桃太郎とサルとの間の契約書を作成させる。 	<p>生徒には、「可能な限り将来もめ事が発生しないような契約書を作成すること」と指示し、合意事項3～5欄に、必要と考える事項を記入させる。</p> <p>作成した契約書の評価は講評において行うが、この時点で作成した契約書の内容について発表させてもよい。</p>
展開② (18分)	<p>問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。</p> <p>① (1) サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。 (2) サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。</p> <p>② (1) 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。 (2) キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。</p> <p>③ サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。</p>	



●グループワーク

- ・契約書中の合意事項1と2しか合意されていないと仮定し、①～③の事例について、それぞれ理由も含め検討させる。

展開①で作成した追加の合意事項はないものとして考えさせる。

時間に応じて、事例①～③の一部のみを取り扱ってもよい。

●事例①

[目的]

契約内容は、当事者間の合意によって決まること、合意したことは守る責任があることを理解させる。

[解答例]

(1) 答え：洗濯はしなくてもよい

理由：「サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする」との内容で合意しており、洗濯の仕事については合意していないため。

(2) 答え：支払う必要がある

理由：「桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日10個のきびだんごを支払う」と、移動期間中もきびだんごを支払うとの内容で合意しているため。

補足：もっとも、新たな合意ができれば、契約内容を変更することは可能である。「きびだんごの数を3個増やして洗濯の仕事を追加する」など。

●事例②

[目的]

誰とどのような内容の契約をするのかは自由であること、「他の人と同じかどうか、平等かどうか」ではなく「当事者同士がその内容で合意したかどうか」が重要であることを理解させる。

[解答例]

(1) 答え：支払う必要はない

理由：サルに対する報酬は「毎日10個のきびだんご」との内容で合意した以上、桃太郎は、サルとキジとを同じ報酬とすることを強制されない。

		<p>(2) 答え：解消することはできない 理由：サルに対する報酬は「毎日10個のきびだんご」との内容で合意した以上、サルは、キジと同じ報酬でないことを理由に契約を解消することはできない。</p> <p>補足：もっとも、新たな合意ができれば、契約内容を変更することは可能である。「サルの仕事を増やした上で、1日15個のきびだんごを支払うことにする」など。</p> <p>●事例③ [目的] 考える前提にうそがあった場合、それを基にした合意は、本当の合意とはいえないことを理解させる。 [解答例] 答え：解消することができる 理由：「悪い鬼を退治する」のか、「平和に暮らしている鬼から金品を強奪する」のかという重要部分で、募集要項にうそがあった。前提にうそがあった以上、サルと桃太郎との合意は本当の合意とはいえないので、サルは契約を解消することができる。</p>
<p>展開③ (3分)</p>	<p>●契約自由の原則について復習させる。</p>	<p>「導入」で説明した「契約自由の原則」(当事者は、契約の内容等を自由に決められる)を振り返らせる。</p>
<p>展開④ (4分)</p>	<p>●契約自由の原則が修正される場合について説明する。 ※発展編①も合わせて行う場合には、発展編①の解説時に説明してもよい。</p>	<p>以下を参照して説明する。 ●私法と契約の概要「3実質的な平等を図るための例外」→45ページ</p>
<p>まとめ① (10分)</p>	<p>●講評 ・展開①で作成した契約書について、教員による講評を行う。</p>	<p>[評価のポイント] ●「合意」に注目しているか。 ●現実的なものか。 ●どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないか。</p>



		<p>[契約書に対する評価のポイント]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来的に生じうるトラブルを具体的に想定して検討し、合意できているか。 ● 合意内容（契約書の内容）は、契約自由の原則の範囲内のものといえるか。（弱い立場の者から不当に搾取したり、権利濫用であったりなど、社会通念上許されるべきでない内容となっていないか等） ● 合意内容の例 <ul style="list-style-type: none"> ・「鬼退治の仕事が成功した場合には、桃太郎は、サルに対し、成功報酬として、50個のきびだんごを支払う」 ● 不適切な合意内容の例 <ul style="list-style-type: none"> ・「この契約は、いかなる理由があっても、解消できないこととする」 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 社会通念上、不当な合意内容であるため、不適切である。 ・「サルが仲間の雰囲気乱した場合は、罰を与える」 <ul style="list-style-type: none"> ➔ 「仲間の雰囲気を乱した場合」がどのような場合なのか、どのような内容の「罰」が与えられるのか、いずれも曖昧で、人によってその解釈が異なるため、新たなトラブルを招きかねず、不適切である。 <p>※契約書の評価に当たっては、問2のトラブルも踏まえて、合意事項1,2の修正を検討させたり、追加合意事項としてどのようなことを定めておくべきであったかを再検討させたりしてもよい。</p>
<p>まとめ② (3分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● まとめ ・ 教員によるまとめを行う。 ※ 発展編を行う場合は、まとめの前に行うこと。 	<p>自由に契約を結ぶことで、私たちの生活は豊かになっている。</p> <p>ただし、契約には責任・義務も伴うので、安易な合意はせず、よく考えることが大切である。</p>

・発展編① ～コンビニエンスストアの店長とアルバイト店員との間の契約～

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
発展①	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題把握 ・「ワークシート 2」を配布し、課題を把握させる。 	<p>[目的]</p> <p>契約自由の原則が制限される場合について、事例を通じて理解させる。</p>
	<p>問 次の事例について考えてみよう。</p> <p>Xが1から3の条件に納得して合意すれば、有効な契約となるか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク 	<p>[解答例]</p> <p>答え：無効である</p> <p>理由：合意事項2及び3に関し、以下の問題があるため、たとえXが納得したとしても、この契約は無効である。</p> <p>2 最低賃金法で、たとえ研修中であっても、労働者に対し、定められた最低賃金以上の賃金を支払わなければならないと規定。</p> <p>3 労働基準法で、毎週少なくとも1回以上又は4週間に4日以上の上の休日を与えなければならないと規定。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金法，労働基準法が定められた趣旨を検討させる。 	<p>一般的に、雇われる側より雇う側の方が社会的立場が強い。</p> <p>当事者同士で自由に契約内容を決めた場合、雇われる側が無理な条件を受け入れ、体を壊したり、生活が成り立たなくなったりする恐れがある。</p> <p>こうしたことから、契約自由の原則の修正（制限）という考え方が生まれた。</p>	



・発展編② ～電子商取引（Eコマース）により商品の売買を行った場合の売買契約～

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
発展②	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題把握 ・「ワークシート3」を配布し、課題を把握させる。 	
	<p>問1 契約書を作ってみよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク ・売主と買主の間の契約書を作成させる。 	<p>授業の進め方は、基本編の展開①（→49ページ）と同様。</p>
	<p>問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。 Yは、契約を解消したり、差額分の返金を受けたりすることができるか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワーク ・契約書中の合意事項1と2しか合意されていないと仮定し、「契約解消の可否」、「差額返金の可否」について、それぞれ理由も含め検討させる。 	<p>[解答例] 答え：契約を解消することはできない 差額の返金を受けることはできない 理由：合意の内容は「〇〇サイトに掲載した写真のコートを5万円で売る」ことであり、Xはその合意のとおりに行動している（サイトに掲載したコートをYに郵送している）以上、原則として、契約を解消することはできない。 ただし、Xが、あえて、サイトを見た人が、ブランドAのコートだと勘違いするような記載をしていたといえる場合（例えば、ブランドBのコートを着たXの写真の周りに、ブランドAのロゴを貼っているなど）は、「前提にうそがある場合」として、契約を解消できる場合もあり得る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 講評 ・作成した契約書について、教員による講評を行う。 	<p>[評価のポイント]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「合意」に注目しているか。 ● 現実的なものか。 ● どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないか。 <p>[契約書に対する評価のポイント]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを通じた取引の特殊性（実物を見ることができないため、トラブルも生じやすい）も考えた上で、生じ得るトラブルを具体的に想定して検討し、合意できているか。 	

- 合意内容（契約書の内容）は，契約自由の原則の範囲内のものといえるか。（弱い立場の者から不当に搾取したり，権利濫用であったりなど，社会通念上許されるべきでない内容となっていないか等）
- 合意内容の例
 - ・「送料は，Xの負担とする」
- 不適切な合意内容の例
 - ・「この契約は，いかなる理由があっても，解消できないこととする」
 - ➔社会通念上，不当な合意内容であるため，不適切である。

※契約書の評価に当たっては，問2のトラブルも踏まえて，合意事項1,2の修正を検討させたり，追加合意事項としてどのようなことを定めておくべきであったかを再検討させたりしてもよい。



ワークシート1



年 組 番 氏名

仲間募集

僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集します！
 村から鬼ヶ島までは船で移動します。船の中での仕事はありません。
 報酬は、1日当たりきびだんご10個です。
 行き帰りの移動期間も含め、毎日お支払いします。
 桃太郎

募集要項

鬼退治なんて、やりがいのある仕事だし、やってみたいな。
 船での移動中は、本でも読んでのんびりしようかな。



募集要項を見たサルを考え

問1 契約書を作ってみよう。

契 約 書

合意事項1. サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする。

合意事項2. 桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日10個のきびだんごを支払う。

合意事項3.

合意事項4.

合意事項5.

問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。

- ① 鬼ヶ島に向かう途中の船でサルが本を読んでいたところ、桃太郎から、桃太郎の服を洗濯するように指示された。サルが「募集要項には、船の中での仕事はないと書いてあったから、やりたくないよ」と答えたところ、桃太郎は、「船での移動期間もきびだんごを払っているのだから、このくらいやってくれないなら、移動期間中のきびだんごはもう払わないよ」と言った。
- (1) サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。
洗濯をしなければならない 洗濯はしなくてもよい
 (理由)
- (2) サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。
支払う必要がある 支払う必要はない
 (理由)
- ② 鬼ヶ島に向かう船の中で、サルは、同じように募集要項をみて鬼退治に参加したキジと知り合った。キジと話す中で、サルは、キジが毎日15個のきびだんごをもらっていることを知った。サルは怒り、桃太郎に、「同じ仕事をするのにキジが15個で、私が10個というのは不公平だ。今後は、私にもキジと同じ15個のきびだんごをちょうだいよ。くれないのなら、この契約は解消する」と申し出た。しかし、桃太郎は、「サルは1日10個で納得したんだから、今後もそれしか払えないよ」と答えた。
- (1) 桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。
支払う必要がある 支払う必要はない
 (理由)
- (2) キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。
解消することができる 解消することはできない
 (理由)
- ③ サルは、鬼ヶ島に向かう船の中で読んだ新聞に「平和な村に衝撃！鬼一家にけがをさせ、金品を奪った桃太郎一派の凶行」という記事が載っていて、桃太郎が以前から鬼に対して強盗をしていたことを知った。驚いたサルは、桃太郎に、「悪い鬼を退治するやりがいのある仕事だと思って応募したんだよ。平和に暮らしている鬼に乱暴するなんて知っていたら、応募しなかったよ。こんな仕事はできないから、この契約は解消したい」と申し出た。しかし、桃太郎は、「鬼を倒しに行くという仕事内容自体は一緒じゃないか。その仕事内容に納得して契約したんだから、契約の解消はできないよ」と答えた。
- サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。
解消することができる 解消することはできない
 (理由)



ワークシート2



年 組 番 氏名

問 次の事例について考えてみよう。

Xは、コンビニエンスストアAでアルバイトをしようと考えている。
コンビニエンスストアAは、Xに対して、以下のような条件を提示した。

合意事項1. Xは、コンビニエンスストアAにおいて接客等の業務を行う。

合意事項2. コンビニエンスストアAは、Xに対し、合意事項1の業務の報酬として、1時間当たり900円を支払う。ただし、雇用後1か月の間は、研修期間とし、その期間は報酬（給料）を支払わない。

合意事項3. Xの夏休み期間である8月は、1か月間毎日働く。

Xが1から3の条件に納得して合意すれば、有効な契約となるか。

有効である 無効である

(理由)

ワークシート3



年 組 番 氏名

売ります

人気ブランドのコートを
5万円で売ります。
早い者勝ちです。
コートは郵送します。
代金は、先払い、振込
をお願いします。



これ、ブランドAのコートだ！写真の子
が着ているワンピースも、持っているバッ
グもブランドAの物だし、間違いのないよ
ね。買おうと思っていたのに、限定品で
売り切れてしまった商品だから、絶対欲
しいな。新品だと7万円くらいするの
に、中古品だから5万円で買えるなんて
ラッキーだな。



紹介文を見た
買主Yの考え

売主Xが〇〇サイト上に掲載した紹介文

問1 契約書を作ってみよう。

契 約 書

合意事項1. Xは、Yに対し、〇〇サイトに掲載した写真のコートを5万円で売る。

合意事項2. Yは、Xの口座に5万円を振り込み、Xは、入金を確認でき次第、Yの家宛てにコートを郵送する。

合意事項3.
.....
.....

合意事項4.
.....
.....

合意事項5.
.....
.....



問2 次のようなトラブルが発生した場合について考えてみよう。

Yは、ブランドAのコートだと思って購入申込みをして5万円を振り込んだが、届いたコートをよく見てみると、ブランドAによく似たブランドBのものだった。

なお、ブランドAもブランドBも知名度の高い人気ブランドであるが、ブランドAの方がブランドBよりも高価な商品を取り扱っていることが多い。

Yは、Xに「人気ブランドと書いてあったし、コートと一緒に写っていたワンピースもバッグもブランドAのものだったから、ブランドAのコートだと思って買ってしまった。ブランドBのものだったら必要ないので、契約を解消してほしい。それが無理なら、ブランドBのコートだと新品でも5万円くらいだから、その分値引きして差額分を返金してほしい」とメールを送ったところ、Xから、「ブランドAのコートなんて書いていないし、ブランドBも人気のあるブランドだよ。写真だって付けたんだから、間違える方が悪いと思う。それに、ほとんど着ていなくて綺麗な状態だから、新品と同じ値段にしかたけです。契約は解消しないし、差額分の返金もしません」と返信がきた。

Yは、契約を解消したり、差額分の返金を受けたりすることができるか。

[契約] 解消することができる 解消することはできない

(理由)

[差額] 返金を受けることができる 返金を受けることはできない

(理由)